

安全保障理事会決議 2111 (2013)

2013年7月24日、安全保障理事会第7009回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアおよびエリトリアに関する従前の安保理諸決議および安保理議長諸声明、とりわけ諸決議 733 (1992)、1844 (2008)、1907 (2009)、2036 (2012)、2060 (2012) 並びに 2093 (2013) を想起し、

ソマリアおよびエリトリアに関するソマリアおよびエリトリア監視グループ（以下「監視グループ」）の最終報告書（S/2013/413）に留意し、

ソマリア、ジブチおよびエリトリア各々の、主権、領土保全、政治的独立並びに統一に対する安保理の尊重を再確認し、

木炭禁輸の継続的違反に懸念を表明し、そしてキスマヨにおける状況並びにジュバ地域における治安状況を悪化させていることに関するこれらの違反の影響についてとりわけ懸念を表明し、

同地域における平和と安定に対する重大な脅威としての、ソマリアに関する武器禁輸およびエリトリアに関する武器禁輸に違反したソマリアとエリトリアへのまたそれを通じた武器と弾薬の供給の流れを非難し、

裁判外の殺害、女性、子どもおよびジャーナリストに対する暴力、恣意的な拘留並びに国内避難民のためのキャンプを含む、ソマリアにおいて蔓延している性的暴力を含む、人権の侵害の報告に懸念を表明し、そして刑事責任の免除を終わらせ、人権を維持し、そしてそのような罪を犯した者の責任を問う必要性を強調し、

財政的資源の配分において相互に責任がありまた透明であるソマリア連邦政府と資金供与者の重要性を強調し、

過去1年の間ソマリアにおける著しい進展を認識し、ソマリアに平和と安定をもたらしたソマリア連邦政府の努力に対し同政府を賞賛し、そして同政府に対し、ソマリア暫定憲法に従った、連邦構造を実施することに向けた明確な政治的過程を定めそして示すことを奨励し、

ソマリアの平和、安全および安定を脅かす行為に従事している個人および団体を一覧表に掲載すること並びに他の一覧表掲載基準を特定することにおけるソマリア連邦政府の関与を奨励し、

ソマリア連邦政府との生産的な関係を構築することを継続する監視グループの意図を歓迎し、

人道機関と監視グループとの間の情報共有のレベルに懸念を表明し、そして監視グループと関連する人道機関との間の情報共有と対話の向上を促し、

武器禁輸の履行を促進するため、ソマリアとエリトリアに関する武器禁輸の現在の免除を定着させまた確認し、並びに本決議第10項の新しい免除を付け加えるという安保理の望みを表明し、

9月16日のブリュッセルでのEU-ソマリア会議に期待しそしてその文脈で国際社会に対し、ソマリア政府の優先事項が確実に支持されることを確保するため協働することを促し、

武器禁輸の休止の条件の下でのその公約を遂行することにおけるソマリア連邦政府に対する国際支援の重要性を強調し、

議長ノート S/2006/997 により提供された指針を念頭に置き、安全保障理事会補助機関課の専門家名簿を拡大しまた改善するため事務局により行われた努力を歓迎し、

制裁の一般的問題に関する非公式作業グループの、監視手続のための方法の基準を明確にするための可能な措置を議論している第21、22および23項を含む、模範例および方法に関する報告書 (S/2006/997) を想起し、

ソマリアにおける状況、ソマリアにおけるエリトリアの影響力並びにジブチとエリトリアとの間の

紛争が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 対象を特定した制裁を課している決議 1844 (2008) および決議 2002 (2011) 並びに一覧表掲載基準を拡大した 2093 (2013) を想起し、そして決議 1844 (2008) の下の一覧表掲載基準が、ソマリアの平和、安全および安定を脅かす行為に関与していることに留意する。

2. 上述の基準を基礎として個人および団体に対する対象を特定した措置を採用する安保理の意思をくり返し表明する。

3. 監視グループの調査若しくは活動を妨害することは、決議 1907 (2009) の第 15 項(e)の下の一覧表掲載のための基準であることをくり返し表明する。

武器禁輸

4. 決議 733 (1992) の第 5 項により課されそして決議 1425 (2002) の第 1 および 2 項で更に詳述されそして決議 2093 (2013) の第 33 から 38 項により修正された、ソマリアに関する武器禁輸（以下「ソマリアに関する武器禁輸」として言及する）を再確認する。

5. 決議 1907 (2009) の第 5 および 6 項により課されたエリトリアに関する武器禁輸（以下「エリトリアに関する武器禁輸」として言及する）を更に再確認する。

6. 2014 年 3 月 6 日までソマリアに関する武器禁輸は、ソマリア国民のための安全を提供するための、ソマリア連邦の治安部隊の開発に対してのみ意図された、武器または軍用装備の提供または助言、援助若しくは訓練の提供には適用されないものとする。但し、本決議の添付資料に定められた項目の提供に関するものは除く。

7. ソマリア連邦政府に対する加盟国若しくは国際的、地域的および準地域的機構による本決議の添付資料の項目の供給は、個別の案件に応じて、委員会による事前の承認を必要とする。

8. ソマリア連邦政府の治安部隊の開発に対してのみ売却または供給された武器若しくは軍用装備は、ソマリア連邦政府の治安部隊に入っていないあらゆる個人または団体に、転売、移転若しくはそれらの使用のために利用可能とさせないことを決定する。

9. 以下について、遅くとも 2013 年 10 月 6 日までに、その後は 2014 年 2 月 6 日までにそしてそれから後は 6 か月毎に、安全保障理事会に報告するソマリア連邦政府の義務について同政府の注意を喚起する。

(a) ソマリア連邦政府の治安部隊の構造。

(b) ソマリア連邦政府の治安部隊による軍用装備の安全な保管、登録、維持および分配を確保するための適切な社会資本。

(c) ソマリア連邦政府の治安部隊による武器の登録、分配、使用および保管のための、またこれに関連した訓練の必要性に関する適切な手続と行動規範。

10. ソマリアに関する武器禁輸は、以下の事柄については、適用しないものとするを決定する。

(a) 国際連合ソマリアミッション (UNSO) を含む国際連合要員の支援のために若しくはそれによる使用のみを意図した、武器または軍用装備の供給若しくは援助の提供。

(b) アフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM) の支援のために若しくはそれによる使用のみを意図した、武器および軍用装備の供給、技術的訓練並びに援助

(c) 2012 年 1 月 5 日のアフリカ連合戦略概念 (若しくはその後の AU 戦略概念) の下で、また AMISOM と協力や共同してのみ活動する AMISOM の戦略的協力機関の支援のために、若しくはそれによる使用、のみを意図した、武器または軍用装備の供給若しくは援助の提供。

(d) ヨーロッパ連合ソマリア訓練ミッション (EUTM) の支援のために若しくはそれによる使用のみを意図した、武器および軍用装備の供給、技術的訓練並びに援助。

(e) 事務総長に通知されたソマリア連邦政府の要請に基づき、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の行為を抑圧するための措置を遂行している、加盟国若しくは国際的、地域的および準地域的機構の純粋な使用のために向けられた武器および軍用装備の供給。ただし、遂行されたどんな措置も適用可能な国際人道法と人権法に一致していることを条件とする。

(f) 国際連合要員、メディアの代表並びに人道および開発関連職員並びにこれらの関係者が個人的使用に限ってソマリアに一時的に輸出する、防弾チョッキおよび軍用ヘルメットを含む、防護服。

(g) 供給国、国際的、地域的または準地域的機構により、5日前までにそしてその情報のみが委員会に通知された、人道的なまたは防護的な使用のみを意図する非殺生的な軍用装備の供給。

11. ソマリアに関する武器禁輸は、以下については適用しないことを更に決定する。

(a) ソマリアの治安部門制度策定を援助する目的のみを意図した加盟国若しくは国際的、地域的並びに準地域的機構による武器または軍用装備および技術支援または訓練の供給、ただし、供給国、国際的、地域的または準地域的機関からの何らかのそのような支援の通知の受領から5作業日以内に委員会による否定的な決定がない場合。

12. エリトリアに関する武器禁輸は、委員会により事前に個別の案件に応じて承認された場合、人道的なまたは防御的な使用のためのみを意図した非殺傷的な軍事装備の供給には適用しないものとすることを決定する。

13. エリトリアに関する武器禁輸は、国際連合要員、メディアの代表並びに人道および開発関連職員並びにこれらの関係者が個人的使用に限ってエリトリアに一時的に輸出する、防弾チョッキおよび軍事用ヘルメットを含む、防護服には適用しないものとすることを決定する。

委員会への通知

14. ソマリア暫定政府が、本決議の第6項において許可されたように、ソマリア連邦政府の治安部隊のためのみを意図した武器若しくは軍様装備の提供または援助の提供について、少なくとも5日前にその情報を委員会に通知することおよび本決議の附属文書における一覧表に掲載された品目を排除することに、主要な責任を有していることを決定する。

15. 援助を提供している加盟国若しくは国際的、地域的および準地域的機構は、ソマリア連邦政府との協議において、この通知を、代替的に、行い得ることを更に決定する。

16. 上記第14および15項に従って委員会に提出された通知は、適用可能な場合には、提供されることになっている兵器の型と量、弾薬、軍用装備および物資、予定日およびソマリアにおける具体的な提供場所を含む、全ての関連する情報を含むことの重要性を強調する。

17. ソマリア連邦政府に対し、武器禁輸の休止の規定の下でのその義務、とりわけ本決議第 14 項に定められた通知手続を遂行することを求める。

木炭禁輸

18. ソマリア当局が、ソマリアからの木炭の輸出を防止するため必要な措置を講じるものとするをくり返し表明しそして AMISOM が、決議 2093 の第 1 項に定められたその職務権限の AMISOM の履行の一部として、そうすることにおいてソマリア当局を支援し且つ援助することを要請し、また全ての加盟国が、ソマリアからの木炭の直接若しくは間接の輸入を、そのような木炭がソマリア原産であるか否かに係わらず、防止するため必要な措置を講じるものとするをくり返し表明する。

19. 加盟国による木炭禁輸の継続している違反の報告に安保理の深い懸念を表明し、環境的に可能なソマリア木炭の堅実な破壊についての監視グループからの一層詳細な情報を要請し、木炭問題に関するソマリア大統領のタスク・フォースに対する安保理の支援をくり返し表明し、そして木炭禁輸に違反する者に対して行動をとる安保理の意思を強調する。

20. 決議 2036 (2012) に定められたように、木炭禁輸を遵守するその義務について、AMISOM に対する警察および部隊要員提供諸国を含む、全ての加盟国の注意を喚起する。

人道問題

21. 人道援助活動の重要性を強調し、人道援助の何らかの政治化、若しくは誤用または横領を非難し、そして加盟国および国際連合に対し、ソマリアにおけるこれら前述の慣行を緩和するため全ての実行可能な措置を講じることを求める。

22. 2014 年 10 月 25 日までおよび何処で実施されたものであれ人道援助計画を害することなしに、決議 1844 (2008) の第 3 項により課された措置は、国際連合、国連専門機関若しくは計画、人道援助を提供する国際連合総会のオブザーバー資格を有する人道機関並びに国際連合ソマリア統一人道アピールに参加している二国間または多数国間の資金提供を受けた NGO を含む、その実施協力機関による、

ソマリアにおける緊急に必要とされる人道援助の時宜を得た提供を確保するために必要な基金の支払い、他の財政的資産若しくは経済的資源には適用しないものとすることを決定する。

23. 緊急援助調整官に対し、ソマリアにおける人道援助の提供についてまたソマリアにおける人道援助の提供に対する何らかの障害について、2014年3月20日までにまた再び2014年9月20日までに安全保障理事会に報告することを要請し、そして国際連合機関および国際連合総会のオブザーバー資格を有する人道機関並びにソマリアにおいて人道援助を提供しているその実施協力機関に対し、当該報告書の準備においてまた透明性と説明責任を増すことのために、国際連合ソマリア担当人道援助調整官と情報を共有するためその協力と意欲を増すことを要請する。

24. ソマリアおよび隣国で活動している監視グループと人道機関との間の協力、調整および情報共有を強化することを要請する。

公的財政管理

25. 公的財政管理を改善するというソマリア大統領の誓約に留意し、ソマリアの公的資源の横領の報告に安保理の重大な懸念を表明し、公的財政の透明なまた効果的な管理の重要性を強調し、腐敗に対処しそして実行者の責任を問い、公的財政管理と説明責任を改善するソマリア連邦政府の至る所のより強固な努力を奨励し、そして公的資源の横領に関与した個人に対して行動をとる安保理の意欲をくり返して表明する。

石油部門

26. ソマリア連邦政府に対し、ソマリアにおける増加した緊張の源となっているソマリアにおける石油部門の危険を、適切に和らげることを奨励する。

監視グループの職務権限

27. 決議 2060 (2012) の第 13 項において定められそして決議 2093 (2013) の第 41 項において更新されたソマリアおよびエリトリア監視グループの職務権限を 2014 年 11 月 25 日まで延長すること

を決定し、職務権限を再検討しそして遅くとも 2014 年 10 月 25 日までに更なる延長に関して適切な行動をとる安保理の意図を表明し、そして事務総長に対し、以前の決議に従って設立された監視グループの構成員の専門知識を、適切な場合には、参考にしつつ、本決議の採択日から 16 か月の期間の間、委員会と協議して、監視グループを再設立するため可能な限り速やかに必要な行政的措置を講じることを要請する。

28. 遅くとも監視グループの職務権限の終了する 30 日前までに、決議 2060 (2012) の第 13 項に定められたそして決議 2093 (2013) の第 41 項において更新された全ての任務に及んでいる、二つの最終報告書、一つはソマリアに、もう一つはエリトリアに焦点を絞ったもの、を委員会を通して、安全保障理事会の審議のために提出すること。

29. 委員会に対し、その職務権限および監視グループ並びに他の関連する国際連合機関と協議して、継続している違反に対応するため、上記第 1 項を考慮しつつ、監視グループの報告書における勧告を審議しそしてソマリアおよびエリトリアの武器禁輸の履行と遵守、ソマリアからの木炭の輸入および輸出に関する措置、並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びに決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12、および 13 項により課された対象を特定した措置の履行、を改善する安保理の方法を勧告することを要請する。

30. 監視グループは、その中間説明を提供しまたその最終報告書を提出する同じ月には、委員会に対し月例報告書を提出する義務がもはやないことを決定する。

31. エリトリア政府と監視グループとの間の関与の重要性を強調し、そしてエリトリア政府が更なるどんな遅延もなしに監視グループのエリトリアへの入国を促進するという安保理の期待を強調する。

32. 全ての当事者および全ての国家、並びに AMISOM を含む、国際的、地域的および準地域的機関に対し、監視グループとの協力を確保すること、および監視グループの構成員の安全、とりわけ監視グループがその職務権限の遂行に関連するとみなす人物、書類および場所への、妨害のないアクセスを確保すること、を促す。

AMISOM

33. 事務局およびアフリカ連合による AMISOM の来るべき合同再検討の結果に期待し、2013 年 10 月 10 日までに安保理に対して提示される選択肢と勧告を要請し、そして再検討に関して事務局と密接に活動するアフリカ連合の意図を歓迎する。

34. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書

1. 携帯式地对空ミサイル (MANPADS) を含む、地对空ミサイル。
2. 銃、榴弾砲、および口径 12.7 ミリ以上のカノン砲並びに弾薬およびこれらのために特に設計された構成部分。(RPGs や LAWs のような肩掛け発射式対戦車ロケット発射装置、擲弾銃または擲弾発射器は含まない)
3. 口径 82 ミリ以上の迫撃砲
4. 対戦車誘導ミサイル (ATGMs) および弾薬並びにこれらの品目のために特に設計された構成部分を含む、対戦車誘導兵器。
5. エネルギー豊富な物質を含む軍事使用のために意図された装薬および装置；地雷および関連物資。
6. 暗視能力をもつ兵器用照準器。